

喫煙場所の設置や維持運営にかか る経費を補助します！

世田谷区内に喫煙場所を新規に設置する場合や喫煙場所の維持管理に必要な経費を補助します！

補助対象

- 喫煙場所の新規設置に係る経費
- 喫煙場所の維持運営に係る経費



補助限度額

- 喫煙場所の新規設置

700万円（補助率10/10）

- 喫煙場所の維持管理経費

240万円（補助率10/10又は5/10）

※15㎡以上の喫煙場所が対象です。

区HP



※詳細は裏面をご覧ください。

〈お問い合わせ〉

世田谷区指定喫煙場所設置費等補助制度のご案内

世田谷区では、たばこを吸う人と吸わない人がお互いに理解しあい、区民、事業者、行政が協力してたばこマナーが向上するまちづくりを進めるため、一般開放可能な喫煙場所の設置及び維持管理に要する経費の補助を行っています。

区分	喫煙場所設置経費	維持管理経費	
補助内容	喫煙場所を新規に設置する際の整備経費の補助	喫煙場所を維持・管理する際の維持管理費の補助	
補助対象経費	建築工事費、備品工事費、備品購入に係る経費	賃料、清掃委託費、その他喫煙場所の運営に係る経費	
補助率	10分の10	喫煙場所面積	
		15㎡以上 20㎡未満 10分の5	20㎡以上 10分の10
補助限度額	700万円	120万円	240万円
		※最初に交付決定を受けた日が属する年度から5年間となります。	
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 区内の建物を所有又は使用する者 区内の土地を所有又は使用する者 	世田谷区指定喫煙場所の指定を受けている者	
補助対象となる主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 世田谷区指定喫煙場所整備指針の基準を満たしていること。 一般に開放し、無料で使用できること。 1日8時間以上かつ週5日以上使用できること。 指定した場所に、指定喫煙場所の案内表示をすること。 5年間は継続して運営すること。 周辺環境に配慮し、町会・自治会その他近隣住民の了解を得ていること。 分煙及びきれいな街づくりの推進につながると認められること。 		
手続きの流れ	① 事前相談 ※必ず必要です。 ② 申請書類作成・提出 ③ 現地調査・書類審査・交付決定 ④ 工事契約・着手・施工～完了 ⑤ 完了報告（実績報告書提出） ⑥ 現地調査・書類審査・交付額確定 ⑦ 補助金請求 ⑧ 補助金交付	① 事前相談 ※必ず必要です。 ② 申請書類作成・提出 ③ 現地調査・書類審査・交付決定 ④ 維持管理・運営 ⑤ 実績報告（当該会計年度終了後） ⑥ 現地調査・書類審査・交付額確定 ⑦ 補助金請求 ⑧ 補助金交付	
その他	供用開始から5年間継続して運営できなかった場合は、所定の補助金を返還いただきます。	交付決定期間が、1年間に満たない場合は月額補助金額に決定月数を乗じた金額を上限として交付します。（1か月に満たない月があるときは日割り計算）	
	<ul style="list-style-type: none"> 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外です。 補助額は、予算の範囲内となります。 		